

## 平成28年 9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、障がい者支援について。

ヘルプカードとヘルプマークについてお伺いいたします。

ヘルプカードとは、障害や難病を抱えた人が日常生活の中で困った際に緊急連絡先や必要な支援を記載しているカードを提示することで、周囲の方々に配慮や手助けを求めやすくするためのカードであります。

スクリーンをごらんください。

こちらがヘルプカードであります。さて、このヘルプカードに記載されている赤地に白のプラスマークとハートが縦に描かれているこのマークがヘルプマークであります。一見、白地に赤色の赤十字マークによく似ていますが、特に関連性はなく、デザインのコンセプトは、赤は普通の状態ではないことを発信し、ハートは相手に助ける気持ちを持ってもらうという意味が含まれております。例えば、杖を使用しているなど障害などが見た目には明らかであれば、電車等で席を譲ってもらうことも配慮も受けやすいのですが、障害のある方の中には、障害を抱えているのが外見からはわからない方、また、障害が目に見えにくいために困っている方々もおられます。

このように、ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病を抱えている方、あるいは妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々を対象に支援や援助が得られやすくなるようにと、東京都が作成したマークであります。

現在では、都営地下鉄や都営バス、ゆりかもめなどで優先席にマークが掲示され、このようにヘルプマークをかばんやハンドバッグなど、身につけた方が優先席に座りやすくなるよう、支援が必要な方のためのシンボルマークとして周知されてきております。

ところで、ヘルプマーク以外にも、周りの方の配慮を求めやすくするさまざまなマークがつくられています。例えば、このマーク、我が公明党の推進により2006年に誕生しましたマタニティマークは、現在では幅広く認知され、このマークをつけた女性をよく見かけるようになりました。妊婦さんで、おなかが大きくなる前に優先席に座っていると不審な目で見られ、いつもストレスを感じていた女性の方もこのマークが知られるようになったことで、妊娠初期、例えばつわりなどで、かなり体調を崩しがちのときでも気づいてもらえるようになり、助かるとの話も伺います。このように、こうしたマークは大変に重要な役割を果たしています。

さて、援助や配慮等が必要であることを伝えるための信号でありますこのヘルプマークを使用し、さらに施策を拡充させたのがこのヘルプカードであります。サイズは、一般的なカードとほぼ同じで、蛇腹折り8面、片面4面で、ストーンペーパーと言われる耐久性、耐水性がある素材が使用されており、ヘルプマークと同じようにストラップを使用してかばんやハンドバッグなどに取り付けていただくことができます。

スクリーンをごらんください。

このヘルプカードには、日常的に何か困ったことがあったときに誰かに伝えたいこと、例えば緊急連絡先やアレルギー発作の症状、救急時に搬送してほしい病院、周りの人に配慮してほしいことなどの困ったときの対処の仕方、また、障害の特性や支援方法、災害時の家族の集合場所などを記載できるようになっており、本人や周囲の人にとっても心強いものとなっております。例えば、ヘルプカードを提示することは、カードに書かれている内容に沿った支援のお願いをするというものであり、ただ単にマークのついたカードを体につけて自分の存在を訴える従来のマーク表示との違いがここにあります。

そもそも、ヘルプカードが普及啓発されたきっかけは、東京都において、自閉症の子を持つ母親から、障害がある子供たちが将来災害や事故に遭遇したときに、周囲の人が支援の手を差し延べてくれるような東京都をつくってほしいとの要望が我が都議会公明党に寄せられたことがきっかけと聞いております。その母親の手には、手づくりで作成したヘルプカードが握られていて、そこには、家族の連絡先や自閉症への支援方法などが詳細に書かれていたということです。

そこで、この訴えを受けて、東京都福祉部で研究を重ね、平成24年10月にヘルプマークの普及啓発と同時進行で、市区町村向けに標準様式を定めたガイドラインが策定されました。東京都が策定しましたこのガイドラインには、ヘルプカードの配布に関する4つの意義が明確に定められています。その意義とは、一つは、本人にとっての安心であり、二つは、家族や支援者にとっての安心、三つは、情報とコミュニケーションを支援、四つとして、障害に対する理解の促進であります。

私は、先日、東京都大田区役所へ視察に行ってきました。大田区では、大田区自立支援協議会と大田区福祉部障害福祉課が連携し、このように「たすけてねカード」として、ヘルプカードを平成25年度は1万セット、平成26年度は9,000セットを作成していました。作成費用は、ホルダー135円、カード用紙80円、カードへの折り込み代18円で、1セット約230円。作成作業は、障害者施設の方々が行われているとのことでありました。

配布状況としましては、身体障害者手帳2万1,000人、精神障害者保健福祉手帳4,500人、愛の手帳3,000人と、手帳をお持ちの方々が約3万人おられる中で、現在では、本人からの希望により約1万人の区民の方々に配布されているとのことでありました。

大田区では、ヘルプカードの導入により、知的障害の人が道で迷っているときに、そのカードを見て書かれている連絡先に連絡をしてくれて助かったとか、気分が悪くなって路上にうずくまっていたときに通行人がカードを見つけ、連絡先に電話をしてくれた。さらには、聴覚障害の方が救急車で運ばれたときに、救急隊員が手話での通訳をお願いしますと書いてあるカードを見てすぐに手配ができたなど、さまざまな助かったという意見が区民から寄せられているとのことでありました。今後も、大田区では、出かけるときには、確認するものとして、お財布、携帯電話、そしてヘルプカードとして周知していくとのことでありました。

このヘルプカードは、現在では、このように、東京都を初め、福岡県、宮崎県、和歌山県、福島県、また、政令市では、仙台市、さいたま市、静岡市、京都市、広島市、横浜市など、多くの市町村において取り組みが進められております。

そこでお伺いします。

一つに、本市では、外見ではわからない内部障害等に関し、一般市民等への周知についてどのような施策に取り組まれているのか。

二つに、多くの自治体で導入が進められているヘルプマーク、ヘルプカードの取り組みについて、本市の認識とこのマークとカードの導入への見解についてお聞かせください。

次に、住みなれた町や地域で安心して暮らし続けるための重要な施策であります、高齢者支援における買い物弱者への対策についてお伺いします。

少子・高齢化や人口減少が進む中、本市におきましても、日常の買い物に不便を感じる高齢者などの買い物弱者が中山間地域だけではなく都市部にも広がってきております。買い物弱者に対する支援は、高齢者の方々だけではなく、流通機能や交通網の弱体化により、住んでいる地域の日常生活における買い物や生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じている人たちが対象となっています。

内閣府での高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査のうち、日常の買い物に困難を感じている高齢者の割合を参考にして、60歳以上の高齢者数を乗じて算出した買い物弱者数の推計によりますと、平成22年では全国で約600万人と推測されていましたが、平成26年には約700万人に上り、この4年間で100万人増加した結果となっております。

そこで、同じように、本市に当てはめて算出してみます。まず、買い物に困難を感じている方の割合は全国平均で5.51%であります。千葉市の人口は約97万人ですから、単純にその割合を乗ざると約5万3,000人強となります。千葉市は都市部であり、高齢化率も全国平均よりは低いことから多少は少なくなる可能性はありますが、それでも相当数の方々が日常の買い物に関して不便を感じていることが推測されます。

また、各自治体において実施されている買い物弱者問題に関するアンケート結果を見ましても、食料品や日用品等の買い物に困っている、宅配サービスがあれば利用したいとの要望が最も多く、買い物支援サービスへのニーズの高さが浮き彫りとなっております。また、買い物に困難や不便を感じている最も多い理由としましては、高齢による身体的な事情や地元商店の閉店など、買い物環境の変化や移動交通手段などが挙げられますが、特に単身高齢者は買物を依頼できる人がいないなどの理由により、買い物弱者化する可能性が最も高く、その数は今後5年間で11%、10年間では16%増加すると予測されています。

そこでお伺いします。

平成27年第1回定例会での我が会派の一般質問で、高齢者生活支援サービスの基盤づくり事業として、買い物支援等、高齢者の生活支援への新たな事業の概要とスケジュール、ビジョンについて伺い、若葉区の大宮台、北大宮台、多部田町といった市内でも最も高齢化率が高く、小売店の撤退などにより高齢者が日常生活用品の購入に困難を来している地域において、市社会福祉協議会が昨年2月より買い物支援モデル事業を新たに開始したとの答弁をいただきました。

また、一方で、平成27年度の新規事業で高齢者生活支援サービスの基盤づくり事業として、要支援の高齢者などが住みなれた地域で安心して生活できるよう清掃、買い物などの生活支援のための準備を促進する内容で、市内10地区部会を目標に取り組みが行われたと承

知しております。

そこで、一つに、市社会福祉協議会のこうした取り組みの状況と成果、課題についてお聞かせください。

二つに、当局からは、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 力年の計画で、市内一円にこうした事業を実施すると伺っておりますが、これからの取り組みについて伺います。

三つに、殊に高齢者支援サービスの基盤づくりの中で、買い物支援へのニーズが高くなってきていると認識しておりますが、本市として、買い物弱者への支援を今後どのように取り組んでいくのか。

以上 3 点、お伺いします。

次に、若葉区の諸問題についての土砂条例の一部改正についてお伺いいたします。

本年 7 月 15 日から 8 月 15 日にかけて、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる土砂条例の一部改正についてのパブリックコメントが実施されました。内容は、土砂の埋め立て事業の申請時における暴力団等の欠格要件の追加及び住民説明会の義務化についてであります。

まず、平成 24 年 10 月に千葉市暴力団排除条例が施行され、社会全体で市民の平穏な生活及び健全な事業活動の発展が推進されている中、今回の土砂条例の一部改正により、許可申請者の欠格要件に暴力団等が追加されました。この改正により、暴力団員等が取締役に就任している法人等は土砂の埋め立て事業の許可を得ることができなくなり、市内の埋め立て事業が資金源につながることを防ぐとともに、暴力団員等の排除に寄与することで住民の不安の低減につながるものと期待をしております。

次に、住民説明会の義務化につきましては、昨年 3 月 3 日開催の第 3 回定例会での一般質問におきまして、若葉区で土砂の埋め立て事業が多いことを確認させていただき、住民の皆様が土砂の埋め立て事業に対し不信感や不安を抱いていることを申し上げました。そこで、住民説明会を条例に規定することや住民への説明方法の見直しが必要ではないかとの提案をいたしました。環境局長より説明会の開催を条例で規定することについて調査検討していくとの御答弁をいただきました。今回、パブリックコメントを実施するなど、説明会の義務化の条例化に向けた取り組みが進められていることは、私を含め住民は高く評価しており、敬意を表するものであります。しかしながら、パブリックコメントの資料を確認させていただきましたところ、住民説明会の内容については、詳しく記載されておりませんでした。

そこで、今回は、住民説明会の義務化についての詳しい内容についてお伺いします。

一つは、条例に住民説明会の義務化を規定することにより、どのような効果が期待できるのか。

二つに、住民説明会の対象範囲及び説明する内容はどのようなものなのか。

三つは、住民説明会を開催しなかった場合の本市の対応と一部の住民しか出席しなかった場合の対応についてお聞かせください。

以上で、1 回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○保健福祉局長（田辺裕雄君） 初めに、障がい者支援についてお答えします。

内部障害に関する一般市民等への周知についてですが、内閣府が普及に努めているハート

プラスマークをホームページに掲載するほか、各保健福祉センターでのパネル掲示などを通じて周知を図っております。また、本庁舎や総合保健医療センターの障害者等用駐車区画に車椅子マークのほか、ハートプラスマークと同マークの説明文を加えた看板を設置し、駐車場を利用する方々に内部障害者も障害者等用駐車区画の利用対象者であることを周知しております。

次に、東京都のヘルプマーク等の取り組みについてですが、障害者用トイレや交通機関の優先席を利用する場合、また、災害や突発的なトラブルが発生した場合、わかりやすいマークを身につけていることで援助につながることは、障害のある方にとって大きな安心が得られるものと認識しております。また、導入への見解ですが、本市といたしましてはハートプラスマークの普及に努めているところであり、こうしたマークなどの普及に当たっては、広域的な取り組みが効果的と考え、千葉県に対しまして、四縣市連絡協議会において、本市、船橋市及び柏市から県内の統一的な取り組みについて要望しているところでございます。今後、県内の普及状況を注視してまいります。

次に、高齢者支援についてお答えします。

まず、市社会福祉協議会が実施している高齢者生活支援サービス事業の取組状況と成果及び課題についてでございますが、昨年度に3地区部会に助成を行い、現在2地区部会で活動が実施されており、残り1地区部会は今年度内の実施を予定しております。

この結果、既に実施している10地区部会と合わせ、市内では現在12地区部会において生活支援サービスが実施され、高齢者が住みなれた地域で掃除、洗濯などの生活支援を受けております。課題といたしましては、地区部会への参加団体やサービスの提供者が不足しているほか、町内自治会で生活支援サービスを提供している地域もあり、地区部会で実施する必要性に地域差が生じていると聞いております。

次に、高齢者生活支援サービス基盤づくり事業のこれからの取り組みについてですが、当初は、昨年度からの3カ年で市社会福祉協議会の67ある地区部会全てに生活支援サービスの基盤を整備する予定でしたが、地区部会でさまざまな課題が生じているなどの理由からおくれが生じており、3カ年で整備は難しい状況にあります。今後は、地区部会の体制を充実するための支援をするとともに、先行している地区部会のサービス状況やその効果を広く周知することにより、実施に至っていない地域に対しましてサービスの実施を積極的に促し、全ての地区部会で生活支援サービスが行われるよう努めてまいります。

最後に、市として、買い物弱者への支援に今後どのように取り組んでいくのかについてでございますが、市社会福祉協議会が行っている買い物支援サービスの状況を把握するとともに、引き続き、高齢者生活支援サービス基盤づくり事業により市社会福祉協議会に対し助成をしております。また、町内自治会などが行う地域見守り活動に対し、買い物支援を含む助け合い事業の立ち上げに助成を行うなど、より多くの住民同士による助け合い活動が広まるよう促してまいります。これらの取り組みを通じまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう引き続き支援してまいります。

以上でございます。

○環境局長（黒川治喜君） 土砂条例の一部改正についてお答えします。

初めに、条例に住民説明会の義務化を規定することにより、どのような効果が期待できるかについてですが、これまで、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱により、住民説明会の開催を指導してまいりましたが、事業案内の配布や自治会の回覧などでお知らせしていた場合が多く、住民から事業内容がよくわからないから不安であるとの相談を受けることもありました。今後、土砂条例において説明会の開催を義務化することにより、住民が事業内容をよく把握できるとともに、事業者との意思疎通を図ることができ、円滑な事業の実施が期待されます。

次に、住民説明会の範囲及び説明する内容についてですが、住民説明会の範囲は、土砂の埋め立てを行う事業場の周囲おおむね 200 メートル以内とし、説明する内容は、事業者の名称、埋め立ての構造、土砂の発生場所等を予定しております。なお、なるべく多くの住民が説明会に参加できるよう、開催日時及び場所をあらかじめ関係地域に居住する住民に周知するよう指導していきたいと考えております。

最後に、住民説明会を開催しなかった場合の対応と一部の住民しか出席しなかった場合の対応についてですが、住民説明会を開催しなかった場合は条例に違反することになりますので、埋め立て事業を許可することはできなくなります。また、一部の住民しか出席しなかった場合については、必要に応じて再度の説明会開催や個別説明など、住民への周知が確実に行われるよう指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。

まず、障がい者支援についての東京都のヘルプマーク、ヘルプカードの取り組みにつきまして、ただいま、災害や突発的なトラブルが発生した場合、わかりやすいマークを身につけていることで援助につながることは、障害のある方にとって大きな安心が得られるものと認識しているとの御答弁をいただきました。また、本市における導入の見解としましても、広域的な取り組みが効果的と考えていることから、千葉県に対し統一的な取り組みを要望しているとのことでありますので、ぜひ、前向きな検討と推進をお願いしたいと思います。

さて、ヘルプカードは、日常生活だけではなく災害時や緊急時における効果にも期待が持てるとされています。宮城県の調査報告では、東日本大震災での障害者の死亡率は健常者の2倍に達しているとのことですが、この数値は余りにも大きく、本市においても実態を捉え、いま一度、障害者の立場から防災対策を見直す必要性を感じます。特に、避難所生活では、健常者であっても緊急時や災害時には整然とした行動がとれるかどうかわからない中において、障害や難病を抱える人はなおさらのことであり、避難所生活における不安の解消につながるヘルプカードのような対応手段は必要ではないかと考えます。

また、最近では、高齢者対策として裾野を広げ、より重層的にヘルプカードの導入推進をしている自治体もあるようです。私は、第2回定例会での認知症対策についての一般質問でも述べましたが、急速に進行する我が国での少子超高齢社会の中において、本市でも65歳以上の方の人口割合は、本年3月末の推計では24.6%となっており、市民の4人に1人が高齢者となっています。また、さらに、3月に公表された千葉市中長期的な高齢者施策の指

針によりますと、ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯を構成する高齢者の人数は、平成27年6月末現在で8万9,000人となっており、身体の障害がなくても、何らかの手助けや支援を必要とされる方々の増加が見込まれております。

そこでお伺いします。

障害のある方、高齢の方などの災害弱者の方々が災害時や避難所生活などにおいて支援がお願いしやすくなるよう、本市においても、こうした先進自治体の取り組みを参考にその障害特性などを記載したヘルプカードを導入すべきと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

次に、高齢者支援については、御答弁より、高齢者生活支援サービスの基盤づくりの事業として、当初予定していたサービスの基盤づくりは、地区部会においての課題も多く、3カ年での整備におくれが生じているとのことですが、全ての地区部会において高齢者生活支援サービスが行われるように要望しておきます。

買い物弱者への支援につきましては、市社会福祉協議会が買い物支援モデル事業を経て、本年4月からは本格的な事業としてスタートしたとお聞きしました。ただ、若葉区にて実施している買い物支援事業とは、市老人福祉施設協議会に加入している施設の協力を得て、70歳以上の方を対象にデイサービス等の車両を利用して週1回、スーパーへ送迎を行うものであると聞いております。地域貢献にもつながる社協の皆さんの取り組みには感謝申し上げます、敬意を表します。ありがとうございます。

ただ、当事業の利用者は27名であり、先ほどの本市における買い物弱者数から見ても、現実を見据え、先行きを展望した取り組みが求められます。私は、先日、買い物弱者への支援対策として、公明党船橋市議団の推進により、県内では初となる取り組みを開始した船橋市へ視察に行っておりました。船橋市では、本年3月より、重いものが持てない、移動手段がないといった理由で買い物に困難を感じている市民の皆さん、特に高齢者の方を支援するのを目的として、宅配を行っている市内の店舗を掲載した「地域のお店 宅配ガイドマップ」を作成し配布を開始しました。

スクリーンをごらんください。

こちらが宅配ガイドマップであります。この冊子では、日常生活の中で必要となる食料品や日用品などを自宅まで配達してくれる市内約120店舗を掲載しています。また、店舗ごとの注文方法や取扱品目、定休日がわかりやすく表示されており、このように地図上で近くのお店を簡単に見つけることができます。また、注文方法も電話注文と店頭注文の2種類が選択できるようになっています。

まず、電話注文とは、この地図の電話マークのところですよ。この電話マーク、丸になっているところが対象店であります。電話注文とは、お店が遠くて買い物が不便、体が不自由で外出が困難、家族の介護などで手が離せないと悩んでおられた方々が電話一本で注文でき、自宅まで届けてもらえるサービスを言います。また、店頭注文とは、どうしても肉や野菜などの生鮮品は自分の目で選びたい。また、健康のために買い物をしながら散歩や運動をしたいが、重い物を持って歩くのがつらいとか、このような方々へのお勧めとして、来店をして自分で商品を選んで会計を済ませ、商品は自宅へ届けてもらえるサービスを指します。ちょ

うど、買い物かごがついてこのマーク、丸になっていれば対象店です。また、市内にあるセブンイレブンや、くすりの福太郎との提携により、市内にある両企業の各店舗でも宅配サービスを開始しています。例えば、セブンイレブンでは、配達日は注文後1日、2日と各店舗により異なりますが、500円以上の注文から無料で自宅に配達をしてくれるといったサービスであります。

このような企業の協力により、コンビニ商品から薬、日用品まで、宅配サービスの扱う範囲が広がってきております。宅配ガイドマップ作成に関しましては、企画から運営までプロポーザル方式にて民間企業を選定し業務委託をしており、自治会長や民生委員の協力でアンケート調査を実施し、地域の情報や個々のニーズに関する回答や要望を重視して、宅配ガイドマップを9万部を用意。作成費用は約200万円で、そのうち広告料の収入が160万円あったそうであります。船橋市では、多くの住民に利用してもらえようと、今後も幅広く周知していきたいと市役所や各出張所、在宅介護支援センターなどで配布されておりました。

そこでお伺いします。

一つに、今後、高齢社会の進行や地域環境の変化に伴う買い物弱者の増加予測について個々の地域の実情を踏まえたニーズの把握が必要だと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

二つは、本市においても、買い物弱者への支援として船橋市に見るような民間活力との連携による宅配ガイドマップの作成が必要かと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終了します。御答弁よろしく申し上げます。

○保健福祉局長（田辺裕雄君） 2回目の御質問にお答えします。

初めに、障がい者支援についてお答えします。

ヘルプカードの導入についてですが、本市におきましては、災害時の要支援者向けの情報提供に資するよう、緊急時の連絡先や避難時の配慮事項等を記載した支えあいカードや見守りカードの作成などの地域の取り組みを支援しております。また、障害者団体が中心となって、知的障害者が医療機関を受診する際に障害特性等に係る説明の手間を省く受診サポート手帳の普及に努めているところであり、用途や生活状況に応じたカードやファイルを作成するなど、さまざまな取り組みが行われております。今後、障害者団体に対し、東京都のヘルプカードの取り組みについて情報提供するなど、意見や要望等を聴取する機会を設けたいと考えております。

次に、高齢者支援についてお答えします。

まず、買い物弱者に関するニーズ把握についてですが、買い物支援を含む生活支援サービスを円滑に行うには、地域の実情を考慮するための調査が必要であると考えており、第7期高齢者保健福祉推進計画策定に伴い実施する実態調査の項目に加えるなど、調査方法を検討してまいります。

次に、宅配ガイドマップ作成等の買い物弱者への支援についてですが、買い物支援を含む生活支援サービスにつきましては、市社会福祉協議会地区部会に対する高齢者生活支援サービス基盤づくり事業や町内自治会等に対する地域見守り活動支援事業を推進するなど、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、買い物弱者への支援体制の構築に努めてまいり



ます。

また、宅配ガイドマップについては、買い物に不便を感じている高齢者のほか、障害者や子育て中の方などにも有効であると考えられることから、既に実施している船橋市を初めとする先進事例を調査研究し、来年度策定する第7期高齢者保健福祉推進計画において事業の実施について検討してまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。

障害のある方の中には、みずから困ったと伝えられない方、手助けが必要なのにコミュニケーションに障害があって困ったことを伝えられない方、困っていることを自覚できない方もおられ、また周囲の方は障害の内容や求めていることがわからず、どう支援していいのかわからない状況もあり、ヘルプマークやヘルプカードの導入の必要性についてお伺いしました。

本市では、支えあいカードや見守りカードの作成等に関する各地域における取り組みの支援、また、障害者団体が中心となって、知的障害者が医療機関に受診する際に障害特性に係る説明の手間を省く受診サポート手帳の普及に努めているとのことですが、わかりやすいマークを身につけていることで援助につながることは、障害のある方にとって大きな安心が得られるものと認識していると御答弁にもありましたとおり、ぜひ、本市におきましても、障害者本人や周囲も、日常生活はもとより、緊急時や災害時にも安心して対応できる取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、例えばヘルプカードを本市の障害者福祉の案内に切り取り線を入れて作成し、障害者手帳などに保管しておくことができるような統一されたカードの導入を要望いたします。

次に、高齢者対策についての買い物弱者への支援につきましては、地域の現状をもっと把握してほしいとの市民からの要望の声も寄せられており、2回目の質問で買い物弱者に関するニーズの把握につきまして伺ったところであります。

ただいま、地域の実情を考慮した調査が必要であると考えているとの御答弁をいただきました。また、宅配ガイドマップの作成につきましても、買い物に不便を感じている高齢者の方々を初め、障害者や子育て中の方などにも有効であることから、先進事例を調査研究し、来年度策定する第7期高齢者保健福祉推進計画において事業の実施について検討していただけたとのことでしたので、ぜひ、さらなる取り組みをお願いします。

若葉区の諸問題についての土砂条例の一部改正につきまして、住民説明会の開催を義務化する効果として、御答弁にもありました住民側の不信感や不安の解消はもとより、事業の円滑化についても大いに期待しています。

ただ、住民説明会での説明の内容につきましては理解いたしましたが、対象範囲について

は、土砂の埋め立てを行う事業場の周囲がおおむね 200 メートル以内と現状のままであります。私は、昨年 の第 3 回定例会で、地元での説明会開催と説明を行う範囲の拡大について 2 点要望し、今回、説明会の実施を条例に規定されることは高く評価いたしますが、説明会を実施する範囲については、改めまして要望させていただきたいと思 います。

スクリーンをごらんください。

理由は、埋め立て事業が行われる場所は、このように、ほぼ一帯が田畑の区域であり、200 メートル以内では民家も少なく、これでは数軒の方々だけを対象とした説明会の実施となる可能性が考えられます。実際に私も現場に視察に行きましたが、ちょうどこの写真の場所をこのように、これは前回は紹介したんですが、何の画像かわからないと、かなりクレームをいただいたんですけども、要は、今のこの地域、この同じ場所です、そこをこのように 10 トンダンプが、往復を含め 1 日に何十台、多くて 100 台も地域内を通行し、農作物に対する土ぼこりや、ダンプが通り過ぎますと、このようにダンプは左に曲がっていくんですけども、もう、このように、道に土を落とされたり、道路も傷むとの意見が周囲 200 メートル外の住民からもありました。ぜひ、住民説明会の開催範囲の拡大につきましても十分に調査検討をしていただきまして、市民の皆さんがさらに、さらに安心して生活ができるような取り組みを要望させていただきます。

以上で、私の一般質問を終了します。御清聴大変にありがとうございました。（拍手）